○国土交通省告示第四百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川名取川水系名取川河口部改修工事（右岸：宮城県名取市閖上四丁目地内から同市閖上二丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県名取市閖上四丁目、閖上三丁目及び閖上二丁目地内

宮城県名取市閖上四丁目地先河川敷地、閖上三丁目地先河川敷地及び閖上二丁目地先河川敷地

２　使用の部分　宮城県名取市閖上四丁目及び閖上二丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県仙台市若林区藤塚字土手外地内から同区種次字市兵衛地内までの一級河川名取川水系名取川（以下「名取川」という。）左岸の延長1.6kmの区間及び宮城県名取市閖上字東須賀地先河川敷地から同市閖上字新大塚地先河川敷地までの名取川右岸の延長2.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川名取川水系名取川河口部改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

名取川は、宮城県と山形県との県境に位置する神室岳を水源とし、支川碁石川、支川広瀬川等と合流しながら仙台平野を東流し太平洋へ注ぐ、幹川流路延長55km、流域面積939㎢に及ぶ河川である。

名取川は、その流域に名取市の市街地等を擁し、治水上重要な河川であるが、山間部は年間降水量が1,800㎜を超える多雨地域であることなどから、その流域は、過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生しており、昭和25年８月には戦後最大規模の洪水に見舞われている。さらに、河口部においては、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

名取川水系の治水対策は、東北地方太平洋沖地震による被害を契機として平成24年11月に変更された名取川水系河川整備基本方針及び名取川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、昭和25年８月の戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である名取橋における河道配分流量2,700㎥／秒、主要地点である河口における河道配分流量5,200㎥／秒（以下「本件河道配分流量」という。）を流下させるとともに、河口部においては、隣接する仙台湾沿岸における明治29年６月の明治三陸地震に伴う津波及び大正２年８月の高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋7.2ｍを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。また、これと一体となって、海岸管理者である宮城県知事及びその権限を代行する国土交通大臣が防潮堤を建設する海岸改修事業を実施しているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のため、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業である。

本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、本件河道配分流量を安全に流下させることが可能となり、洪水による被害の軽減に寄与するとともに、本件事業により建設される堤防と海岸改修事業により建設される防潮堤とが一体となって整備されることで、津波及び高潮に対応することができることから、これらによる被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年３月に、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成25年３月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているカワラハンミョウ及びニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ、オオソリハシシギ、ニッポンハナダカバチ、エドハゼ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ及びオオクグその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、生育環境である水域環境の直接改変範囲は小さいため、影響は少ないと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、宮城県教育委員会と協議の結果、掘削を伴わない工事であることから、与える影響はないとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のために、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、築堤、拡築及び河道掘削案（以下「申請案」という。）並びに水門整備、築堤、拡築及び河道掘削案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの移転対象家屋数は同数であり、河川環境へ与える影響が小さいこと、土工量等が少なく施工規模が小さいことから施工性に優れ、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。